

## 中新川広域行政事務組合介護人材確保事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護に従事する人材の確保及び定着を図るため、立山町、上市町又は舟橋村（以下「管内」という。）に所在する介護サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業所（以下「介護事業所」という。）に勤務する介護職員若しくは多様な活動又は事業を行う団体等（以下「団体等」という。）に参加する者の、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項に規定する介護職員実務者研修及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「対象研修」という。）の受講料及び受講期間に代替として雇い入れた介護職員の人事費に相当する額を負担した介護サービス事業所等に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であつて、管理者又は富山県知事が指定（許可を含む。）した事業所をいう。
  - ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス。ただし、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。
  - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
  - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業所 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた事業者が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（訪問型サービス・通所型サービス）を行う事業所をいう。
- (3) 多様な活動又は事業を行う団体等 地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）の提供体制を構築し、法第115条の45第2項第5号に規定する地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とする事業を実施する団体等をいう。
- (4) 介護職員 介護サービス利用者に介護サービスを直接提供する介護従事者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次項又は3項に掲げる要件を満たす者（以下「支援対象者」という。）が修了した対象研修の受講料及び受講期間に代替

として雇い入れた介護職員の人事費に相当する額とする。

- 2 介護事業所に勤務する介護職員（当該介護事業所又は当該介護事業所を運営する法人が直接雇用する者に限る。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者
  - (1) 補助金の交付を受けようとする年度に対象研修の受講を開始し、修了した者であり、受講料の支払を同一年度内に行ったものに限る。
  - (2) 対象研修の受講を開始した日又は研修対象を修了した日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日以前に介護事業所に介護職員として勤務している者
  - (3) 申請日時点で当該介護事業所に1週間当たりの所定労働時間が週20時間以上である介護職員として勤務している者
- 3 団体等に参加する者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者
  - (1) 団体等において、主体的に活動する者
  - (2) 補助金の交付を受けようとする年度に対象研修の受講を開始し、修了した者であり、受講料の支払を同一年度内に行ったものに限る。
  - (3) 対象研修の受講を開始した日又は対象研修を修了した日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日以前に団体等に参加している者  
(補助金の額)

第4条 前条第1項の経費（以下「対象経費」という。）に対する補助金の額は、支援対象者1人につき対象経費の2分の1又は10万円のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の交付は、当該年度において、1事業所又は団体等につき支援対象者1人を上限とする。なお、同一法人においては、支援対象者2人を上限とする。  
(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象研修の受講料及び受講期間に代替として雇い入れた介護職員の人事費に相当する額を負担した介護事業所、当該介護事業所を運営する法人又は団体等とする。なお、支援対象者が受講した日を勤務日として扱っていることを条件とする。

- 2 前項の規定に関わらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者は、本事業の補助対象者とならない。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、中新川広域行政事務組合介護人材確保事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、対象研修を修了した日の翌日から起算して6ヶ月以内に管理者に提出しなければならない。なお、補助対象者ごとに申請しなければならない。

2 本補助事業と国又は地方公共団体等の補助事業等の対象経費を重複することはできない。

(補助金の交付決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査してその適否を決定し、その結果を中新川広域行政事務組合介護人材確保事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 交付の決定をした補助金は、前項の通知の日から1か月以内に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 管理者は、申請者が偽りその他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告等)

第10条 管理者は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。